

## 第25回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年7月31日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹 尾 伸 二

2番 嶋 峨 弘 巳

3番 押 切 秀 志

4番 新 井 功 仁 恵

6番 阿 部 栄 子

7番 篠 原 弘

8番 斎 藤 晃 佳

9番 谷 口 正 明

10番 宮 崎 義 幸

11番 工 藤 均

12番 百 夕 栄 二

13番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 塚 見 堅

農地係 前 田 一 成

## 5 議 事

- |                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 日程第 1          | 総会成立報告                            |
| 日程第 2          | 開会                                |
| 日程第 3          | 議事録署名委員の指名                        |
| 日程第 4          | 会期の決定                             |
| 日程第 5          | 会務報告                              |
| 日程第 6 報告第 1 号  | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について     |
| 日程第 7 議案第 1 号  | 土地の現況証明願いについて                     |
| 日程第 8 議案第 2 号  | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 9 議案第 3 号  | 農地法第 3 条の規定による許可申請について            |
| 日程第 10 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について   |
| 日程第 11 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について       |
| 日程第 12 議案第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画の取下げについて              |
| 日程第 13         | 次回総会日程（予定）について                    |

事務局長	<p>第25回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。</p> <p>本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆様おはようございます。7月に入り連日続いた猛暑もようやく一段落して、過ごしやすい道東ならではの気候になりつつある中、昨日は、朝から津波警報に振り回され、町職員の方におかれましては、大変な一日だったと思います。ご苦労様でした。</p> <p>皆様も一番草も終了して、次の仕事までの少しの休息中、本総会にご出席くださいましてありがとうございます。農業委員としての任期もあと一年となり、各地域での対応も様々だと思いますが、地域発展のために尽力をよろしくお願いしたいと思います。総会終了後には先進地視察研修の中間報告もさせていただきます。</p> <p>本日は、報告1件、議案を6件提案させて頂いております。慎重審議をお願いして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
	<p>日程第3 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、2番嵯峨委員、3番押切委員を指名いたします。</p>
	<p>つづきまして</p> <p>日程第4 会期の決定を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。</p>
	<p>日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。</p>
事務局長	<p>前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。</p> <p>7月4日、「令和7年度市町村農業委員会事務局長研修会」が札幌市で開催され、私が出席しております。</p> <p>研修会では、次年度の農業委員改選に向けた対応や、農地法事務処理基準の一部改正の内容などについて説明がありました。また、令和元年10月以降に連続して</p>

発生した農業委員の不祥事を受け、同年の全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていくこととなりましたが、今年度においても引き続き対応をお願いしたい旨の申し伝えがありましたので、来月以降の総会で提案をさせていただく予定であります。

7月10日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○地区と○○地区で実施し、○○地区では嵯峨委員、篠原委員、宮崎委員、○○地区においては押切委員、篠原委員、百々委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は○○○○氏と○○○○氏の所有地でございますが、○○○○氏の詳細については議案第1号で、○○○○氏については来月以降の総会で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

7月15日、「令和7年第2回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

7月16日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を○○○地区で実施し、阿部委員、斎藤委員、谷口委員、事務局2名で調査を行っております。

願い出地は、○○○○○氏所有地でございますが、詳細については議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

7月23日、「浜中町農業後継者対策推進協議会役員会及び定期総会」が浜中町農協酪農技術センターで開催され、白川会長と私が出席しております。

7月30日、「第2回農政部会」を開催し、農政部会委員5名、白川会長、事務局3名が出席しております。

広報はまなか9月号に掲載する記事について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。  
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局长 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農

地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならぬ。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得 2 件でございますが、整理番号 1、整理番号 2 の届出人は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故〇〇〇〇氏名義の農地について、令和〇年〇月〇日付けで権利の取得をしたものでございます。整理番号 1 の被相続人ほか 1 名は、共有名義人〇〇〇〇氏となっております。

整理番号 1 で今回の届出により取得した農地は、姉別緑栄〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>で、整理番号 2 の届出により取得した農地は、姉別緑栄〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>でございます。詳細につきましては、議案書 2 ページから 4 ページ及び議案関係資料 1 ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

これから報告第 1 号の質疑を行いますが、本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。〇番〇〇委員については、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから報告第 1 号の質疑を行います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号 2 の質疑を行います。

質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p>
	(○○委員入室)
事務局長	<p>日程第7 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p> <p>議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容をご説明申上げます。</p> <p>北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。</p> <p>本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委7-4号の願い出人は、茶内橋北東○○○番地、○○○○氏、願い出地は茶内西○線○○番、ほか○筆、面積○万○、○○○. ○○m<sup>2</sup>で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、嵯峨委員、篠原委員、宮崎委員、事務局2名により7月10日に実施し確認しております。</p> <p>次に、浜農委7-5号の願い出人は、根室市明治町○丁目○番○、○○○○○○○○氏、願い出地は恵茶人○○○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○. ○○m<sup>2</sup>で、登記地目変更後に売買を目的とした現況地目の確認でございます。</p> <p>現地調査につきましては、阿部委員、齋藤委員、谷口委員、事務局2名により7月16日に実施し確認しております。</p> <p>本案すべての願い出地について、調査の結果、農地・採草放牧地以外であるとのご判断をいただいております。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
前田主事	(詳細説明するも省略)
議長	事務局より提案理由の説明が終わりました。

	質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。 調査委員の方々、何かありませんか。
各 委 員	(なしの声)
議 長	特にないようなので、これから議案第1号の質疑を行います。 浜農委7-4について質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、浜農委7-5について質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、浜農委7-4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委7-4は、原案のとおり可決されました。 次に、浜農委7-5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、浜農委7-5は、原案のとおり可決されました。
事務局長	日程第8 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。  議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申

入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされています。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、4件の届出でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、契約期間は令和〇年〇〇月〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われる予定です。

整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、契約期間等は整理番号1と同様です。

整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、契約期間等は整理番号2と同様です。

整理番号4は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>、契約期間等は整理番号1から3と同様です。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第2号の質疑を行いますが、本案については、整理番号2で〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号2の審議を行い、続いて整理番号1、3、4の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。

整理番号2について質疑ありませんか。

各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
	(○○委員入室)
	それでは、これから整理番号 1 の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 3 の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 の質疑を行います 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号 1 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならぬ。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定4件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>で、この土地を茶内西〇線〇〇番地〇、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号2は、同じく〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、同じく〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>で、この土地を茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、同じく〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇〇〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>で、この土地を茶内西〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については前田主事より説明させますので、よろしくご審議くださいるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

前田主事 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。  
続いて、担当委員より補足説明を受けます。  
整理番号1、3、4について、11番工藤委員お願いします。

工藤委員 1、3、4を一括して補足説明いたします。  
皆さんそれぞれ適正な時に草を刈り、適正な肥培管理をして賃貸借するには問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。  
次に、整理番号2について、1番妹尾委員お願いします。

妹尾委員 整理番号2番の補足説明させていただきます。  
○○さんですが後継者もいて、コントラで農作業しておりますので、使用することに全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。  
それでは、議案第3号の質疑を行いますが、本案については、整理番号2で○○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。  
議案審議の順番につきましては、整理番号2の審議を行い、続いて整理番号1、3、4の審議を行いたいと思います。  
○○番○○委員につきましては、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから議案第3号の質疑を行います。  
整理番号2について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。	
	(○○委員入室)	
	それでは、これから整理番号1の質疑を行います。 本案について質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 質疑ありませんか。	
	2番嵯峨委員。	
嵯 峨 委 員	関係資料の6ページで○○さん宅の周りに土地がありますが、これは農地ではないのですか。	
議 長	家の周りは、施設地と防風林です。農地については、○が3条で10年の賃貸借契約しています。経緯について説明しますが、第三の○○さんがお墓の近くの○○さんの土地を5年で借りたいということで、その時一緒に5年で賃貸借したのが、今回の4人の方々です。農業者年金の特例付加年金受給に当たっては、○○さんと○が借りているところは賃貸借期間が10年になっている、残っていたところが5年の期間であったため、今回解約して10年に切り替える。 この土地については○が借りている農地となっています。本人が○○歳になるので、申請する権利はありますので事務局と打ち合わせにより切り替えることとしたものです。	
嵯 峨 委 員	わかりました。	
議 長	ほかに質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	

議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。 質疑ありませんか。	
各委員	(質疑なしの声)	
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各委員	(異議なしの声)	
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各委員	(異議なしの声)	
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各委員	(異議なしの声)	
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。	
事務局長	日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。  議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、 提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。 農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地 を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養 畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の	

状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされています。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

(詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第4号の質疑を行いますが、本案については、整理番号6、7で〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。

議案審議の順番につきましては、整理番号1から5の審議を行い、続いて整理番号6、7の審議を行いたいと思います。

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について質疑ありませんか。

## 各 委 員 (質疑なしの声)

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

		次に、整理番号 2 の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 3 の質疑を行います。 質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 4 の質疑を行います。 質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 5 の質疑を行います。 質疑ありませんか。	
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 4 号を採決いたします。お諮りします。 整理番号 1 は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。	

		次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。	
	次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。	
	次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。	
	次に、整理番号6の審議を行いますが、○○番○○委員と○○番○○委員につきましては、ここで退席願います。	
	(○○委員、○○委員退席)	
		それでは、これから、整理番号6の質疑を行います。
		質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。	
	質疑ありませんか。	
各 委 員	(異議なしの声)	
議 長	質疑なしと認めます。	

次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。  
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

(○○委員、○○委員入室)

日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、認定農業者又は認定就農者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出があつた場合には、当該申出の内容を勘査して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買3件、による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>について、売買による利用権の移転、整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>について、売買による利用権の移転、整理番号3は、神奈川県茅ヶ崎市香川〇丁目〇〇番一〇〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇.〇〇m<sup>2</sup>について、売買による利用権の移転でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これから議案第5号の質疑を行います。</p> <p>整理番号1について、質疑ありませんか。</p>
妹尾委員	1番妹尾委員。
事務局長	<p>これは、○○が買うのですか。</p> <p>○○さんは、農地中間管理事業で○○○○に10年間貸し付けを行っています。今年の11月末で賃貸期限が来ます。その後中間管理事業の貸し付けを続けるか売買するか本人が決めることとなります。○○さんについては、10年間の貸し付けが終わった時に農地を売買したいと本人から申出がありました。</p> <p>地域計画が始まってからは、売買する方法が農地法3条以外では、○○○○を通してということとなるので、○○さんの場合は、農業委員会の評価と協議になり、○○に全筆買ってもらい、その後○○から買取する人たちが5年間貸し付けを受けて、5年後に買い取るか若しくは、即売りの制度もありますので、即売りを行うか、これから地域の利用協議をもって決めていくこととなります。</p>
妹尾委員	整理番号2番3番も同様ですか。
事務局長	整理番号2番3番も同様です。農地を○○に売ってその後○○から借りる人、即買いする人を探すこととなります。
妹尾委員	利用協議するということですか、今借りている人はどうするのですか。
事務局長	<p>これから行いますが、2年前の時に利用協議を○○が主導で行っています。その時には、○○○○○の経営を引き継ぐ相手を探すということで協議を行っています。その後入札を行い落札されたのが○○○○で、施設も土地もすべて○○○さんから借りて経営している状態になっています。○○○さんが今回このように申出してきたのは、来年の春には、町外へ転居されるということで、このタイミングで売りたいと申出がありました。</p> <p>通常であれば、申出を受けて農地評価を行うのですが農地評価は2年前に行っていますので、この際評価はその時の金額のままで、そして利用協議については、現在の賃貸借から○○への売買に切り替わるという説明をします。</p> <p>農業委員会としては、協議の際に前もって説明したいと思いますが、2年前の協議で○○さんが経営を引き継ぎ施設も農地を全て使っています。今の牛の数や規模を考えた場合、今農地法3条で借りている土地を全部○○さんが使用すると思われ</p>

ますし、賃貸借契約も継続中なので、まずは○○さんの意向を聞いた上で、協議を進めたいと思っています。

妹尾委員 農地法3条で賃貸しているのを売るから税控除受けるため制度を利用してよいのか。

最初から○○に賃貸借して買ってもらう方法もあったのではないか。

最初は、農地法3条で途中から促進計画でとか整合性はどうなのか。

議長 ○○○さん以外の例でも農地法3条で借りていて、所有者が売ると言った時に○○を使った場合もあり、促進計画の利用はできませんとは言えない。売る人の申出なので、ただ釈然としないという思いはあるかもしれません。

妹尾委員 ○○を利用した場合、協議がつきませんでしたとか理由は無くても良いのか。

議長 協議は行わないといけないのか。農地法3条でやっていたものを促進計画にするわけで、今農地法3条で○○○○が借りているのですが、地域協議しないで、結局売り先が決まっているので。

議長 ○○を利用した促進計画の場合、地域協議はやらなくてはなりません。

妹尾委員 ○○は、協議無くして買い取って○○さんに売り渡ししないのか。

議長 地域協議がうまくいけばよいが、うまくいかない話が出てくる場合もある。だから今まで農地法3条でやっていたのではないか。

議長 農地法3条でやりなさいと言う部分は、地域協議にかけられない部分がある場合。ここ何か月かの間に何件か出てきましたが、それが地域協議にかけられないと言うのが前提にあった。○○さんの件については、10年前の時点に現評価で売りますという許可を取っている。

宮崎委員 当時営農課に居て、利用協議に出席させてもらいましたけど、当時補助金の関係もあって10年賃貸しなくてはならなくて10年間貸付してるんですけど、10年使ってる中で当然更新も、それぞれ使う方々がしたいと言う申出もあった。更新してしまうと今度土地の評価が変わってしまう。それで10年間使うのはちょっとと言うこと也有ったので、本人と話をして今回評価した額で賃貸ですけど、それを売買価格に置き換えて売買することに問題ないかいと言う話を当時しました。本人もそれは分かっていました。地図は新しいと思いますけど、家の近くの畠だとかなり造成かけて広くなっている。全部変わってきてるので評価は変わってきます。出席していた人達も意見は言っていたので、そこは変更しない方がいいのかな、土地は悪くするより良くしてもらった方がいいので。

議 長	それで基本的には、〇〇の場合は、地域協議を経なければできないので、そういう形の中で今回の3件についても地域協議はします。	
妹尾委員	〇〇さんの部分は問題ないと思いますけど、〇〇〇さんの部分で地域協議して収まるのか。	
議 長	農地法3条で〇〇さんに譲るときにも、その話はありました。ただまとめて買って入ってくれるなら、その場ではそういう意見が出ていました。報告書にもあった。2年経って〇〇さんが経営継承して、経営を衰退させただとか農地を余したとか現状そうでない以上は、それが継続されるだろうと言う判断です。	
妹尾委員	この基盤強化促進事業で利用協議するというのは、ゼロにもどしてやるということなんですよ。新たにここほしいと言う話にならないか。大丈夫なのか。	
事務局長	ゼロに戻すということではない。現在賃貸借を行っているが売買することになったという話。〇〇さんの今の経営規模、状況を伝えて、これくらいの経営をしているので、農地も当然全部必要でしょうと言う話になるのではないか。	
議 長	〇〇さんと本人の話し合いの中で道路用地については、話がついている。通して道路の維持管理についても話し合いがついたと言う事なので、さらにそれを〇〇さんの経営を止める様な事は、いい方向で考えると、無いだろうと。	
妹尾委員	そうではなくて、買い手が付きませんとか、値段が付きませんとかの理由で公社に出すじゃないですか。それが理由じゃないですかね。	
事務局長	今回は、買い入れ協議の方向としては、金額の不一致、今すぐには買い取れませんと言う金額的な不一致があるので一旦公社で引き受けてくださいと。5年間借りさせてくださいと、そのような協議の要請になっていくと思っています。	
妹尾委員	2年でやる事に問題は無いのか。10年も営農していたら、そろそろ売りたいって思うのは分かるけど、2年しかたっていないのに、大丈夫なのか。 最初から何故そうしなかったのとは、ならないのか。	
議 長	それは、大丈夫です。要するに売り手は2年なのか、5年なのか、7年なのか売りたいと言った時がそれなので、最初から売りたいという話ではなく貸したいという話だった。それでとりあえず、農地法3条の時も地域協議を農協主催で開いています。	

事務局長	その時は、発言があった内容は、誰かに継承するのはかまわない、誰かが入ってくるなら歓迎すると発言がありました。反対するものでは無かったので、入札の結果、〇〇君に決まりました。その時は、〇〇〇さんが農地を貸したいと言う事で5年間契約で農地法3条で〇〇さんに貸してました。
	今回2年でと言うのは、〇〇〇さんの事情でしょうすけども、本当は5年間貸付しているつもりだったと思います。ただお孫さんが卒業するタイミングで町外に出ようと決められたようで、それで最初から2年と言うわけではなかった。5年貸し付けていたけど2年で町外に出るという事になったので、売買の申出を受けたことになります。
妹尾委員	促進計画で行けるなら問題ありませんが。
議長	農業委員会が入って利用協議やる以上は、きっちと収まるように対応はしようと思っています。 〇〇さんが基本的には経営継承してこの土地を維持するんだって主張をしてもらわないと、困る部分もあるんですけど、ただじゃあ土地減らしてもいいのって言つてもおそらくそうはならないので、今でも足りないと言っているので。
妹尾委員	基盤強化促進事業で利用協議したときに手を挙げて隣に土地を持っていればもらえるわけでしょ。それを阻害したみたいなことを言われると困るわけじゃない。そこをどうするのか、ちゃんと出来ているのであればいいんだけどできてないのに大丈夫なのって言うことを心配している。
事務局長	今回利用権の設定の申出を受けた以上、協議しないで〇〇に買い入れ協議持つていったらまずそこでダメなので、協議はさせていただきます。
議長	〇〇さんと〇〇さん〇〇さん〇〇さんの4軒の地域なので、あそこに〇〇さんが入るときは皆さん賛成してるんで、それを信じるしかないです。
各委員	わかりました。
議長	ほかに質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。

	質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。 質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、調整委員の指名を行います。お諮りします。 調整委員の選出については、議長からの指名ということにしたいと思います。 よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。 まず整理番号1については、農地部会にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
谷 口 委 員	9番谷口委員。
	地元委員も参加しているのでお願いしていいですか。
議 長	農地部会と地元委員の押切委員でよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、整理番号1は、農地部会の方々と地元委員に調整をお願いいたします。 次に、整理番号2と3については、令和5年1月に利用権設定申出があり、農地評価を行っている経過がありますので、今回の調整委員については、地元協議に出席していただく委員を指名させていただきたいと思います。 地元協議に出席していただく委員については、2番嵯峨委員、11番工藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
それでは、整理番号2と3については、ただ今指名しました委員に調整をお願いいたします。

日程第12 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の取下げについてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積等促進計画作成の取消について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

当該案件につきましては、令和7年6月27日に公告され、賃貸借の手続きを進めておりますが、貸主である○○○○氏は本年3月に離農し、65到達時には、農業者年金の申請を予定しています。

農業者年金の特例付加年金の受給要件では、農地の賃貸借については10年以上の期間を要件としており、当該促進計画では賃貸借期間を5年で設定しております。

当人の農業者年金申請手続きに不利益が及ぼぬよう配慮し、当該賃貸借期間5年の促進計画を取消して、新たに10年の賃貸借期間で再設定するために、当該促進計画の取下げがあったものです。

なお、取消後の賃貸借10年の再設定については、当事者含む関係者より了承を得ております。

農用地利用集積等促進計画の取下書が提出されたため、本総会においてご審議いただく必要がございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長よりご説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 それでは、これから議案第6号の質疑を行います。  
議案第6号について、質疑ありませんか。

2番嵯峨委員。

嵯峨委員 取り下げずにそのままやれば、先ほどの〇〇さんのように一旦解約して10年で

契約となるわけですよね。申出を受けた時点で3月に離農していて6月なので、申出を受けたときに10年で設定しておけばよかったです。事務局で確認しておけば、このような手間はかけなくてよかつたのではないか。

事務局長

全く嵯峨委員のご指摘のとおりでございまして、事務局の不手際です。言い訳になりますが、農地の関係案件は農地係がやっております、そして年金は農政係で縦割りみたいになっておりまして、年金と農地の関係を事務局がきっちり繋がりがあることを把握できていない。農地係が5年で進めているところに農政係がこの方年金関係あるので10年でやって下さいと連携が取れていればこのような事態になりませんでした。最終的には事務局長の責任なんですが、今後は年金と農地が切り離せるものではない、繋がりがあるという事をしっかり事務局に覚えてもらって、今後このようなことが無いようにしていきたいと思います。

嵯峨委員

わかりました。

議長

ほか質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員

これ、前々回も言ったと思うんですが、5年という賃貸借、5年ではなく10年以上にしてしまえば問題ないと思うんですが、事務局も5年ごとにやる必要ないし、無理なのですか。

事務局長

何年でも構わないのですが、今回は○○さんの方から5年と言う希望がありましたので5年としました。

そこで、今後については、誰々さん年金関係あるの、あるんだったら10年だと声かけしたいと思います。

宮崎委員

これ55歳未満の人は、5年でもいいと思う、65まで到達しないから。

妹尾委員

55歳じゃなく10年で統一すれば良いのでは。

嵯峨委員

今度から10年推奨でやるようにしたら良いのでは。

事務局長

10年で勧めるようにしたいと思います。

各委員

わかりました。

議長	ほか質疑ありませんか。
各委員	(質疑なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。
日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。	
事務局長	次回総会について、8月29日、金曜日、午後12時30分からを提案します。
議長	事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、8月29日、金曜日、午後12時30分からということでよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
議長	異議がないようなので、次回総会日程については、8月31日、金曜日、午後12時30分からに決定いたしました。
以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。 これで、第25回浜中町農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。	

閉会時刻 午後0時15分

上記会議の顛末を記載し相違なきことを証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 白川英之

浜中町農業委員会 2番 嵯峨弘巳

浜中町農業委員会 3番 押切秀志